



## ロシア・台湾で鳥インフルエンザが継続発生しています

ロシアで高病原性鳥インフルエンザが、台湾で低病原性鳥インフルエンザが継続発生しています。本病は渡り鳥だけではなく、**人や物**を介し国内に侵入する可能性もあるため、**発生地域への渡航は自粛し、飼養衛生管理基準の順守**を徹底して、発生防止に万全を期すようお願いいたします。

### 飼養衛生管理基準要点

- 1 家きんに異状があった場合は速やかに**家保・獣医師に通報**する。
- 2 **手指、靴の消毒**を鶏舎毎に励行し、**関係者以外立入禁止**にする。
- 3 **防鳥ネット（網目は2cm以下）**を確認し、もし破れ等があったら補修する。
- 4 **鶏舎、器具の清掃、消毒**を徹底する。
- 5 **衛生管理区域への立ち入りに関する記録**を作成する。
- 6 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を把握する。
- 7 飼料及び水に野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努める。

また、家きんに以下の異状が認められた場合は、**直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください。**

**電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474**

### 高病原性鳥インフルエンザの症状

- **突然死亡**する。**死亡率の急激な上昇**（※）。
- **産卵率が低下**する。
- **顔面、肉冠のチアノーゼ**（**赤黒いむくみ**）。
- **ふるえ、起立不能、斜頸**などの神経症状（**動きがおかしい**）。

※ 家きん舎毎の1日の死亡率が直近21日間における平均の死亡率の2倍以上になる場合  
（ただし飼養管理のための設備の故障等を除く。）

### 低病原性鳥インフルエンザの症状

- **流涙、咳、くしゃみ**などの呼吸器症状。
- **産卵低下**。
- **元気消失、食欲減退、下痢**など。